

§ 6 毎年、州知事は、白杖安全日(White Cane Safety Day)を指定し、それにふさわしい公的通達を出し、以下の内容を含む宣言を出す権限をもち、また、そうするよう要求される。

(1)白杖の意味についてコメントすること。

(1)白杖法の規定を守り、障害者の安全に必要な用心をするよう州民にもとめること。

(1)州民に対し、ここに述べられた障害者についての方針を想起させ、それを実現するための協力を要請すること。

(1)州民が、コミュニティのなかの障害者の存在を意識し、街路、公道、舗道、歩道、公共の建物、公共施設、その他の公共の場所、公共の便益、娯楽、リゾートその他公衆に開かれた場所を、安全かつ機能的にしておき、適切な機会に障害者を介助することの必要性を強調すること。

上の例に認知されているのは「犬」だけであるが、州法のなかには、盲導犬だけでなく、「介助動物」一般を法文上で明示的に認知している州もある。下に引用するワシントン州法(Revised Code of Washington)は、介助動物を規定している例である。

ワシントン州・白杖法

RCW 70. 84. 010 宣言—政策

立法府は次のとおり宣言する。

(1)盲人、視覚障害者、聴覚障害者、その他の身体障害者が、本州の社会的・経済的生活に全面的に参加し、報酬のある仕事に就くことを奨励し、それを可能ならしめることが、本州の政策である。

(2)盲人、視覚障害者、聴覚障害者、その他の身体障害者は、市民として、健常者と同様に、道路、公道、歩道、公共の建物、公共施設、その他公共の場所を、全面的かつ自由に利用する権利を有する。

(3)盲人、視覚障害者、聴覚障害者、その他の身体障害者は、すべての人に等しく適用される法律によって定められた条件や制限にのみ従いつつ、運送輸送会社、飛行機、自動車、鉄道、バス、路面電車、船舶、その他の公共輸送機関、ならびに、ホテル、宿泊場所、公共のリゾート、施設、集合地または娯楽、その他一般大衆が招かれる場所において、全面的かつ平等な便宜、利益、施設、特権をうける権利を有する。

RCW 70. 84. 020 「ドッグ・ガイド」の定義

本章において、「ドッグ・ガイド」とは、盲人を導くため、または聴覚障害者を援助するために訓練された犬をいう。

RCW 70. 84. 021 「サービス・アニマル」の定義

本章において、サービス・アニマルとは、障害者の感覚・精神・身体の障害を援助し、適応させる目的で訓練された動物をいう。

RCW 70.84.040 白杖をもち、またはドッグガイドもしくはサービスアニマルを連れた歩行者に近づく自動車運転者への注意

全面的または部分的な視覚障害または聴覚障害がある歩行者が、主として白い色調の杖（先端が赤いものも赤くないものも）をもち、もしくは、ドッグ・ガイドを連れている場合、または、その他の身体障害者がサービス・アニマルを使っているときは、それらの歩行者に近づく原動機付車両の運転者は、そのような歩行者を傷つけないように、必要なあらゆる注意をしなければならない。横断歩道上にそのような歩行者がいて、道路を横断しまたは横断しようとしているときに、当該歩行者が白杖をもち、または、ドッグ・ガイドもしくはサービス・アニマルをつれているときは、横断歩道に車を乗り入れることは違法である。当該歩行者がそのようにして合図することをしなかった場合も、その他の法律によって付与された優先通行権が奪われるものではない。

RCW 70.84.050 杖を持たず、ドッグ・ガイドを連れていない障害者の歩行者—権利と特権

全面的または部分的な視覚障害者または聴覚障害者が、白杖をもたず、または、ドッグ・ガイドを連れていない場合でも、当該歩行者は、70.84.010に挙げたいかなる場所、便益、輸送において、法律によって他の人に与えられたすべての権利と特権をもつ。

RCW 70.84.060 白杖、ドッグ・ガイド、サービス・アニマルの不正使用

全面的または部分的な視覚障害者もしくは聴覚障害者でない歩行者が、または、その他の身体障害者があるとはいえない歩行者が、70.84.010に挙げられたいかなる場所、便益、輸送において、全面的または部分的な視覚障害者・聴覚障害者またはその他の身体障害者に与えられる権利と特権を得る目的で、ドッグ・ガイドやサービス・アニマルを使用することは違法である。

RCW 70.84.070 違反に対する罰則

70.84.010に規定された公共の施設への入場や享受を拒否または妨害し、または他の方法によって全面的または部分的な視覚障害者・聴覚障害者、その他の身体障害者の権利を妨害した人、会社、企業、または、人・会社・企業の代理人は、軽罪を犯したものとす。

RCW 70.84.080 盲人または他の障害者の雇用

70.84.010に規定された政策に応じて、盲人、視覚障害者、聴覚障害者、その他の身体障害者は、当該障害が職務の執行を妨げることが証明された場合を除き、州の機関、州の支部、公立学校、その他公の資金の部分的・全面的援助をうけた雇用者に、健常者と同一の条件で雇用されなければならない。

このような例が、あえて介助「犬」とせず介助「動物」と規定しているのは、犬以外の動物、たとえばサルなども「介助動物」になりうるからである。

じっさい、フロリダ州法(Florida Statutes: 4 1 3 . 0 8)は、対麻痺者(paraplegia)や四肢麻痺者(quadruplegia)が、介助用に特別に訓練されたマキオザル(non human primate of the genus Cebus)を同伴して、公共輸送機関や公共施設を利用することを認めており、その場合には追加料金を徴収されないこともあわせて規定している。ただし、当然のことながら、介助動物が建物などに何らかの損害を与えた場合は、障害者が弁償することになっている。

[連邦法と州法の関係]

なお、上のように、アメリカ合衆国では連邦法と州法の二重構造がみられ、ときに両者の間に矛盾やずれがみられることがある。そのときの両規範の関係につき、ここで一言しておく。

アメリカ合衆国憲法第6条第2項は、「この憲法及びそれに従って制定された合衆国の諸法律、合衆国の権限の下で締結され、将来締結されるすべての条約は、国の最高法規である。そして各州の裁判官は、それぞれの州の憲法または法律にそれに反する規定があったとしても、それによって拘束される。」と規定していて、この条項により、すべての連邦法は、それが憲法違反でないかぎり、州法に優越することになる。

ADA は連邦法なので、同法は、州法の規定いかに関わらず、アメリカ合衆国全土にひとしく適用されることになる。したがって、たとえば州法上は盲導犬と聴導犬しか法的に認知していない場合でも、連邦法である ADA とそれを受けた司法省規則によって、どの州においても、介助動物の受け入れが義務づけられたわけである。

もっとも、このような保護を与えられるのはあくまでも「介助」動物でなければならぬので、「ペットお断り」という方針の店は、介助動物に対して例外的にその方針を変えなければならないものの、その他のペットについては、従来どおり入店を拒否することができる。

[犬に限定しないことによる問題]

ところで、ADA が「介助動物」というたいへん広い概念を採用した結果、不都合が生じた事例がすでに報告されている。

アメリカで介助犬の育成・啓発活動を行っている「デルタ協会」のニューズレターによると、ある飛行機の乗客が、ニシキヘビを介助動物と称してジッパー付きのバッグに入れて機内に持ち込んだところ、ヘビが這い出して、子供の乗客を驚かせた事例があったとのことである。当該事件はヒューストンで訴訟にまで発展した。原告の請求やその訴訟の成り行きの詳細は不明だが、驚かされた子供の側が、ニシキヘビの機内持込をみとめた航空会社を相手どって訴訟を起こしたものらしい(Kaufmann, “The controversy over exotic service animal” in National Service Dog Center Newsletter 1999 vol. 7, No. 3)。

事件を報告した論者は、これによって、いかなる動物種が介助動物になりうるのか、動物は乗客にとって脅威となりうるか、航空会社はどこまで責任があるのか、といった問題が提起されたとしているが、エキゾチックアニマルの場合は、持ち込む環境によっては、虐待の問題が起こりうる場合もある。

これと表裏をなす問題として、現在、アメリカでは介助動物の公的認定制度が存在しないことがある。公共施設利用が保障される介助動物を「犬」に限定している州の立法のなかには、介助犬をライセンス制にして、当該ドッグガイドが特別に訓練を受けたことを示す ID カードの提示をその登録時に義務づけたり（コネティカット州）、特定の訓練学校が発行する証明書を携行することを義務づけたり（ケンタッキー州）、介助犬使用者にそのような証明書の提示をもとめうることを法定したり（ミシガン州）するものがある。しかし、連邦法である ADA のなかにはそのような規定はなく、結局のところ、当該動物が介助動物であるかどうかは、基本的には使用者の自己申告に頼らざるをえないうらみがある。上にあげたニシキヘビの事例のような非常識なケースが出てくる背景には、こういった理由がある。

介助犬に限ってみても、アメリカにおいては、現在、育成団体が70以上あり、供給される介助犬の質は一定していない。そのような問題をうけて、上述のデルタ協会は、介助犬の質の向上をめざした介助犬教育システムの開発に着手しているという（大塚敦子・日本経済新聞1999年12月25日・夕刊・生活家庭欄）。

こういった点は、いわば「反面教師」として参考にすべきであろう。

[住居の問題]

ADA は介助動物使用者に対する住居保障の問題を直接規定していない。しかし、この問題については、「公正な住宅供給法」(Fair Housing Act)という別の連邦法があって、そのなかで、障害があるゆえに入居や購入に際して差別されないことが明定されている。くわえて、州の白杖法のなかには、ドッグガイド使用者に対する住宅供給を「権利」として明記している例も多い（ニューヨーク州、テネシー州、テキサス州など）。以上のことから考えると、すくなくとも法文上は、介助犬使用者への住宅供給は、手厚く保障されていると言ってよからう。

[犬を飼育するうえでの規制]

介助犬は車椅子のような器具とはちがって動物であるから、介助犬供給者や介助犬使用者は犬の飼育者としての責任を負う。動物をめぐる法制は、障害者法と同様に、連邦法と州法の両方にまたがって多岐にわたる。それにくわえて、州内のカウンティ（郡）単位の細かい規制もあるので、それらを網羅的に紹介するのは、およそ不可能である。

適切な育成者によって供給される介助犬とその使用者の場合は、衛生法規や管理法規、さらには保護法規に違反することはあまりないであろうから、ここではデラウェア州の動物関連法の概略を参考例として挙げるにとどめる。

デラウェア州法によると、年齢6月以上の犬の所有者は、毎年3月1日かそれ以前に、当該犬についての免許（鑑札）を所定の書式で申請しなければならない。免許が与えられる

ためには、それ以前に狂犬病の予防注射を済ませておかねばならない。鑑札はつねに首輪につけて携行する義務があり、無免許の犬所有は50ドルから100ドルの罰金に処される。前回の違反から12ヶ月経過しないうちに次の違反を行った場合は、違反ごとに100ドル以上200ドル未満の罰金を科される(Title 7 Chapter 17 1702 A)。また、犬の常時放し飼いにすることは原則として禁止され、その違反には25ドルから50ドルの罰金が科され、12ヶ月以内の再犯者には50ドル以上100ドル未満の罰金が科されるほか、発情期の雌犬を常時放しておくことも禁止されている。一方、犬に毒を盛ったり、毒を盛ろうとした者には、100ドル以上200ドル未満の罰金が科される(Title 7 Chapter 17 1705 A)。

さらに、同州の刑法には、動物虐待についての規定があって、以下のような行為を行った者については、5000ドル以下の罰金および3年以下の拘禁刑が科されることが規定されている(Title II Section 1325)。

(1)動物の残虐な取り扱い、残虐な放置

(1)動物の不必要または正当化できない肉体的苦痛や苦悩を防止するための適当な風雨防護設備を設けないこと

(1)動物に適切に給餌せず、または適切な獣医学的処置を施さないこと

(1)犬をつなぐ場合の鎖は、最低6フィートまたは体長の3倍なければならないところを、それに違反して短い鎖を用いた者

(1)病気または障害のある動物を州内の公共の場所に放置して死なせた者

1. フランスの立法

以上、アメリカ合衆国の法制度について、やや詳しく紹介したが、あわせてフランスの盲導犬に関わる立法も簡単に紹介する。

[盲導犬使用者の公共施設利用]

フランスにおいては、アメリカの ADA に匹敵するようなまとまった障害者立法は存在せず、また、「介助犬」を直接規定する立法もいまだ存在しないようである。ただし、盲導犬使用者の権利については、すでに立法がある。

「家族・社会援助法典」(Code de la famille et de l' aide sociale)第174条には、中心視覚がゼロまたは正常者の20分の1に達しない者については、障害者カードに、「盲目」と記載する(第1項)、視覚が正常者の10分の1以下の者については、障害者カードに「白杖」と記載する(第2項)、「盲目」または「白杖」と記載された障害者カードをもつ者は、白杖を携行することができる(第3項)、不当に白杖を使った者は6000フランの罰金に処す(第4項)旨が規定されている。

この法典には盲導犬については明定されていないが、1993年1月27日の法律第93-121号第77条には「家族・社会援助法典第174条に定める障害者カードを持つ者が同伴している犬が、開かれた場所もしくは公共の場所へ入るのを禁止し、または、禁止

しようとする行為は、2000フランの罰金に処す。再犯の場合は刑罰は二倍になる。」という規定がある。この規定により、盲導犬については「開かれた場所」、「公共の場所」への立ち入りが、法的に保障され、それを妨害することは犯罪になることが明記された。

【衛生規制における盲導犬の特例】

大陸法系に属するフランス法は、アメリカ法の立法体裁とはちがって、「開かれた場所」「公共の場所」といった用語を法律上細かく定義することをしないが、通常の商店や公共輸送施設がそこに含まれることは間違いないだろう。

じっさい、上記の法律ができる以前、1982年に発せられた保健大臣の通達(Circulaire du 26 avril 1982 relative a la modification du reglement sanitaire departementale type, Journal Officiel 13 juin 1982)の中ですでに、盲導犬を特別扱いするよう指示が出されている。同通達の第Ⅳ部は食品衛生に関するもので、そのなかで、1978年8月9日の通達第125-1条第9項を改正し、商店において、動物とりわけ犬と食品の接触を避けるべきことを規定し、あわせてその旨を店舗の入口に表示すべきことを求めつつも、視力障害者の同伴する盲導犬は例外であるとした。また、その特例は商店以外の場所、とりわけレストランについても同様である旨が明言された。

【住居の問題】

フランスではアメリカのような詳しい規定はないが、上の諸規定によって、盲導犬については店舗やレストランなどを含む公共施設の利用が法的に保障されている。さらにフランスでは、住居の問題について、アメリカ以上にドラスティックな法的解決が図られていることが注目される。

問題の規定は、1970年7月9日の法律の第10条である。同条は、「家庭動物(animal familier)に関するかぎり、住居内で動物を保有することを禁止するいかなる約定も、書かれていないものとみなす。」と規定している。当該動物が、建物や住民に明らかに危険や損害を与える場合はさておき、通常の飼い犬の場合は、たとえ盲導犬ではない単なるペットであっても、契約によってその飼育を禁止することはできない。住居内において盲導犬を飼うことを法的に禁止することができないことは、いまさら言うまでもない。

【充実した動物保護法と動物管理法】

アメリカ同様、フランスにも動物の保護および管理についての法規制はたくさんある。それらの詳細は別稿にゆずり、ここでは動物虐待に対して最高2年の拘禁刑が科されることになっていることだけを指摘しておく(詳細については、青木人志「動物愛護と伝統の狭間」一橋論叢119-1、同「動物虐待罪の日仏比較法文化論」一橋大学研究年報・法学研究31、同「動物に法人格は認められるか」一橋論叢121-1、同「法文化論的にみたフランス動物法の新展開」を参照。)

5. わが国の現状と課題

【法律による保障の不存在】

上にみたように、アメリカでも、フランスでも、「盲導犬」については、すでに法文上のレベルでの社会への受け入れ体制はかなり整っている。またアメリカでは、盲導犬にとどまらず、さらに「介助動物」一般を、連邦法のレベルで認知していることが注目される。このような比較法的知見に照らしてみると、わが国の障害者立法はたいへん不十分である。道路交通法第14条第1項は、「目が見えない者は、道路を通行するときは、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導犬を連れていなければならない。」とし、それをうけた道路交通法施行令第8条が、「法第14条第1項の政令で定める盲導犬は、盲導犬の訓練を目的とする民法第34条の規定により設立された法人又は社会福祉事業法第29条第1項の規定により設立された社会福祉法人で国家公安委員会が指定したものが盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認められた犬で、総理府令で定める白色又は黄色の用具を付けたものとする。」としている。これは、盲人の安全と道路交通の円滑を確保するための規定であって、盲導犬使用者たる障害者の権利の問題と直接関係ない。じっさい、わが国では介助犬はおろか盲導犬ですら、輸送機関や公共施設の自由な利用を「法律によって権利として」保障されていないのである。もちろん、盲導犬の社会への受け入れを促進するための施策が行われなかったわけではない。その証拠に、これまで以下のような通達等が出されている。

- ①「旅客自動車運送事業等運輸規則」（昭和31年8月1日運輸省令44号。平成9年3月18日運輸省令第13号で改正）
- ②「標準運送約款」（昭和61年5月26日運輸省告示第252号。平成7年3月23日運輸省告示第207号で改正）
- ③「盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車について」（昭和61年2月19日地自第22号 各地方運輸局長あて地域交通局長通達）
- ④「盲導犬を連れている視覚障害者のタクシー乗車について」（平成9年6月11日自旅第97号の2 各地方運輸局長・沖縄総合事務局長あて自動車交通局長通達）
- ⑤「盲導犬を伴う視覚障害者の旅館、飲食店等の利用について」（平成元年6月5日社更第82号 都道府県知事、指定都市市長あて厚生省社会局長通知）
- ⑥「国民宿舎等休養施設の管理運営について」（昭和55年9月4日環自施第344号 各都道府県主管部長あて環境庁自然保護局施設整備課長通知）
- ⑦「身体障害者のホテル・旅館等の利用について」（平成3年4月18日国振95号 各宿泊業界団体あて運輸省国際運輸・観光局観光部長からの協力依頼）
- ⑧「身体障害者の入居に係る公営住宅の管理について」（昭和48年1月26日住総発第14号 建設省住宅局長から都道府県知事あて）

これらの多くは、たんなる「協力要請」というかたちをとっている。たとえば、⑤の通知は、「近時、盲導犬を伴う視覚障害者が公共施設、公共交通機関をはじめ、旅館、飲食店等の諸施設を利用しようとする機会が増えるにつれ、その利用を断られる等の事例も発生していると聞いている」と指摘したうえで、「関係各方面の理解と協力を得て円滑な受け入れが行われるよう重ねて格段のご配慮をお願いするものである」と低姿勢に結ぶ。

また、⑦の文書では、視覚障害者がハーネスを装着した盲導犬を連れているときは、他の利用客の利用にも配慮しつつ、「積極的にその受入れに努めること」、身体障害者がホテル・旅館等の施設を利用するときの料金について、「他の利用客と差別しないよう努めること」としている。ここでは盲導犬使用者の権利ではなく、受入れ側の努力目標が示されているだけである。

⑧の住居に関する通達においては、「身体障害者が盲導犬（盲人が十分管理できるよう盲導犬学校等において所定の訓練をなしたもの。）の利用を希望するときは、その飼育を認めることとすること。」としているものの、これはあくまでも公営住宅の場合だけであって、一般的な権利にはなおほど遠い。

【ノーマライゼーション】

近年、障害者の生活の「ノーマライゼーション」、ならびに、物理的・心理的な「バリアフリー」という理念が、盛んに提唱されるようになってきた。

ノーマライゼーションの原理を提唱するベクト・ニリエによると、その原理は、「生活環境や彼らの地域生活が可能な限り通常のものに近い、あるいは、全く同じようになるように、生活様式や日常生活の状態を、全ての知的障害や他の障害をもっている人々に適した形で、正しく適用すること」を意味している（ベクト・ニリエ著（河東・橋本・杉田訳編）『ノーマライゼーションの原理』現代書館21頁）。より具体的には、以下の諸点について、障害者は障害のない者と平等の権利を有しているとされる（同130頁）。

- (1) 一日のノーマルなリズム
- (2) 一週間のノーマルなリズム
- (3) 一年間のノーマルなリズム
- (4) ライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験
- (5) ノーマルな個人の尊厳と自己決定権
- (6) その文化におけるノーマルな性的関係
- (7) その社会におけるノーマルな経済水準とそれを得る権利
- (8) その地域におけるノーマルな環境形態と水準

わが国でも、総理府に設置された障害者対策推進本部が平成7年に発表した「障害者プラン」は、副題を「ノーマライゼーション七か年戦略」という。その「基本的な考え方」としては、ライフステージの全ての段階において全人格的復権を目指し、リハビリテーションの理念と、障害者が障害のない者と同等に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念の下で、以下の施策を重点的に推進すると述べられている。

- (1) 地域で共に生活するために
- (1) 社会的自立を推進するために
- (1) バリアフリー化を促進するために
- (1) 生活の質（QOL）の向上をめざして

- (1)安全な暮らしを確保するために
- (1)心のバリアを取り除くために
- (1)我が国にふさわしい国際協力・国際交流を

このような目標は、すでに現実の立法のなかにも宣言されている。「身体障害者福祉法」(昭和24年制定)の冒頭には、次のような条文が置かれ、障害者の全面的な社会参加の理念が強調される。

身体障害者福祉法

第1条 この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。

2 すべて身体障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

さらに、「障害者基本法」(昭和45年制定)の中でも、下のように、同じ基本理念が繰り返されている。

障害者基本法

第3条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

これら二つの法律の中には、「介助犬」はもちろん「盲導犬」について明示的に言及する規定はない。しかし、盲導犬や介助犬が、車椅子等の補装具(これらについては身体障害者福祉法第20条に規定がある)と同様に、障害者のノーマライゼーション、社会参加に寄与するならば(本稿はそれを「前提」としている)、具体的な立法を充実していくうえでの理念的基礎となる法規定は、すでに存在しているといえよう。

さきに述べたように、平成11年度3月31日現在、稼働している盲導犬は853頭であるが、厚生省は、平成13年度末までに2000頭の稼働を達成したいとしている。盲導犬の使用を希望している視覚障害者の数はさらに多く、日本財団の調査によると、推定希望使用者数は7787名にも達するという。このような数字からみると、少なくとも盲導犬については、財政的・社会的障害を考慮しなければ、今後、法的認知の度合いを高めしていくべきことはもはや疑いを容れないように思われる。また、狭義の介助犬や聴導犬についても、今後高齢化がさらに進展すると同時に、潜在的需要は増大する一方であると思われるから、法的基盤の整備に着手する意義は大きいと予想する。

6. 犬と社会

有馬もと氏によると、1997年7月現在、英国内の盲導犬頭数は4500頭あまりで、英国盲導犬協会は年間約1200頭以上の盲導犬を輩出している。また、聴導犬の受領者は500人近くいる。介助犬協会も1986年に設立され、正式な慈善団体として1988年に認可を受け、10年後の1995年には、訓練した頭数が60頭を数えるまでになった。これらの犬は、「アシスタンス・ドッグ」と総称され、「盲導犬可」のステッカーは「アシスタンス・ドッグ可」というものになりつつあるという（有馬もと『アシスタンス・ドッグ』大月書店1999年）。

わが国の現状と比較すると、じつにたくさんの犬が障害者のために活躍しているわけだが、そこには障害者政策の相違にくわえ、犬に対する社会の受容度の違いもあらわれている。じっさい英国をはじめとする欧米諸国には、充実した動物保護法と動物管理法があり、法律の世界での動物に対する関心はわが国に比べてきわめて高いのが普通である。そのような背景があるからこそ、アシスタンス・ドッグがたくさん普及していると言ってもよからう。

このような相違は、長い歴史によって培われてきた文化の違いに由来する部分が多い。したがって、この溝は容易に埋まるものではないが、昨年末の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正によってもなお欧米に比べて貧弱なわが国の動物保護法と動物管理法を今後徐々に整備していくことも、長い目でみると介助犬普及のための社会環境づくりに役立つはずである。

7. 結論

以上の比較法的調査から、わたくしは次のような結論を導きたい。

1. 良質の介助犬を確保するために、介助犬ならびにその育成団体につき一定の基準・規制を設けつつ、それらに盲導犬・盲導犬育成団体と同様の保護・援助を与えるべきである。また、一定の基準を満たす介助犬を使用する者のために、まずは盲導犬使用者につき現在出されているものと同様の個別通達が出されるべきである。（短期的課題）

1. 盲導犬と介助犬に関する「法律」（「通達」ではない）を障害者の権利やノーマライゼーションの視点から充実させていくべきである。とくに盲導犬・介助犬使用者の輸送機関や公共施設（ホテルやレストランなどを含む）の利用、賃貸住宅への入居の権利についての立法を検討すべきである。（中期的課題）。ただし、もし将来、このような権利を法的に保障するとしても、その行使を妨害する行為を刑罰で禁止すべきか否かは一考を要する問題である。なぜならば、いまのところわが国の盲導犬使用者は、現状を打破する方策として罰則付きの法令を制定することを望んでいるとはいいがたいからである。竹前栄治氏らの最新の調査(上述)によると、そのような立法を希望する人は調査対象者の13.4パーセントにすぎず、多くの盲導犬利用者は、行政機関からの指導やマスコミを利用した啓蒙活動といった、より穏便な方法による状況の改善を望んでいるからである。障害者のための立法が、主役である障害者の意向を無視するものであってはならない。

1. 盲導犬・介助犬のほか聴導犬を含む広義の「介助犬」（アメリカ法のように犬以外の介助動物も認める立法はわが国では必要ないと考える）の育成・供給と、その使用者の

QOL 向上を支える基盤となる法制度を構築すると同時に、動物の保護管理に関する法を
いっそう充実させて、人間と動物が共生できる社会の構築をめざすべきである。(長期的
課題)

諸外国における介助犬の認定基準 及び候補犬導入時の適性評価に関する調査

山崎恵子

医療法人雄心会山崎病院嘱託 AAT コーディネーター

目 的

介助犬を使用者のニーズに合わせて訓練しはじめる前に、まずは訓練犬（介助犬の候補犬）の適性評価を実施することは極めて重要である。介助犬の訓練育成に割り当てることができる社会的資源は限られたものであり、それらを最も有効に活用するためには予め適性の高い（育成プログラムから脱落することなく、それを卒業し、社会に出て活動するであろう最も可能性の高い）個体を選別しておかなければならぬのである。このような選別作業において重要と思われる幾つかの項目を米国の実働中である複数の育成団体に調査し、それらの「平均値」を探り、我が国における基準作りの基礎として役立てると同時に、使用者にとって必要とされる介助項目の検討以前に考えるべき社会における犬の一般的行動管理に役立つ情報を用いた介助犬の「定義」を試みる。

方 法

米国デルタ協会ナショナル・サービズドッグセンターが現在開発中の介助犬育成の総合カリキュラムである介助犬育成システム（Service Dog Educational System-SDES）の開発協力育成団体に対し、以下の7項目からなる質問票を用いて情報収集を行い、それらの検討を行った。対象となったのはデルタ協会推薦の14団体であったが、平成11年12月31日の回答期限までには7団体のみ返答があり、よってそれらの内容を検討の対象とした。（資料1）

調査項目

1) 訓練開始時の犬の年齢 2) 性別 3) 犬種 4) 非適性行動項目 5) 避妊・去勢の有無 6) 訓練終了時の服従の水準（号令反応性の水準） 7) 訓練開始前のパピーテスト（子犬の適性評価）

なおこの調査においては、動物愛護及び動物の人道的扱いの観点から強制訓練など犬に苦痛を与えるような訓練方法を用いた育成団体は調査対象からはずしている。

結 果

14団体にアンケートが送付され、7団体からしか期限内に返答を得ることができなかったのはたいへん残念なことであった。しかしこれら7団体の返答を総合してみると、実働面では特に重要と考えられる項目4)5)6)に関しては、ほぼ一致した回答が得られた。非適性行動項目として全回答に登場しているのが「攻撃性」である。またほとんどの回答の中にあるもう一つの項目は「恐怖心」の強さである。つまり臆病な犬、ということである。その他表1にまとめた通り「活性が高すぎる」、「捕食性の衝動の強さ」、「人間に対する関心の低さ」、などが介助犬の候補犬として犬が却下される主な行動上の理由である。避妊・去勢状況に関する回答は100%実施している、ということであった。また訓練終了時の服従の水準、すなわち号令に対してどれだけしっかりと反応するか、という点に関しては、回答した全ての団体が何らかの「訓練の卒業試験」を実施しているのである。これらは表2に示したように育成団体独自の試験、ADI(アシスタンス・ドッグス・インターナショナル)のパブリック・アクセス・テスト、そしてAKC(アメリカン・ケンネル・クラブ)のグッド・シチズン・テストのいずれかである。また訓練開始時の年齢に関しては表3に示したようなばらつきが見られる。生後4週のみという団体は様々な供給源から犬を連れてくることをせず、盲導犬同様特別に繁殖されたものだけを用いているのである。それ故に4週という常時決まった時期に訓練を開始することができるのである。

パピーテストに関する項目は、そのテスト自体の有効性を認めるところはあまり無く、逆に子犬であろうと、成犬であろうと4)の非適性行動項目を基準として選択する、という極めて実用的な回答が多く得られた。

犬種に関する意見は表4で明確にされている通り、見解が団体でややわかれているようである。またどのような犬種が好ましくないかをはっきりと指摘している団体もある。黒色の犬というのは、特に社会一般においてからだ黒い大型の犬が恐がられる傾向にある、ということに起因して明記されたものである。最後になったが性別に関しては全回答が、各個体の適性が重視される故に性別は特に選ばぬ、となっているのである。

考 察

情報収集の母数が少なかったことは残念であるが、米国の介助犬育成団体の中でも特に「意識の高い」組織による現状報告が得られた、と考える。この調査の結果によって幾つかの重要な事柄が浮き彫りにされたと考える。その一つは介助犬が社会に出る際に何らかの形で審査、評価をする必要性である。これに関しては育成組織が独自の評価方法を用いて、犬の訓練や社会性が要求されている水準を満たしているか否かをチェックすることもでき、これが最も一般的、かつ常識的なやり方である、と思われがちであるが、団体間の評価基準のばらつきなどは介助犬を受け入れねばならぬ社会一般にとってはあまり好ましいことではない。それ故に米国の育成団体の中にはADIのPublic Access Test やAKCのCanine Good Citizen Test等の「標準評価方法」を用いているところがある訳であり、外部の客観的評価基準の存在価値が認められている、と言えよう。今後我が国においてもこれらと同様のもの(例えば優良家庭犬普及協会実施のグッド・シチズンテスト等)を検討していく必要がある。

さらに介助犬一頭を育成するためにかかる費用は決して微々たるものではないことに鑑みて、また小規模な民間団体の限られた資源の中からそれが支給されている我が国の現状を考えればなおのこと、訓練を開始する以前にその成功の確率が最も高くなるよう配慮しておかねばならぬのである。その意味においても非適性行動を見せる犬の除外、犬種の選択等も決してないがしろにすることのできぬ項目である。非適性行動に関しては調査結果でも明らかにされた通りほぼ「普遍的」と言えるであろう判断基準がある。しかし、犬種となると様々な見解があると言わざるを得ないのが現状である。確かに盲導犬に用いられている犬種であるラブラドル・レトリバー、ゴールデン・レトリバーの両犬種が最も人気が高いことは明白であるが、除外されるべき犬種やシェルトターの犬の活用などには見解の相違があり、一般論を唱えることはできぬようである。また同調査では主として行動学的適性基準に焦点があてられた訳であるが、回答の中にはそれらに加え多くの場合「遺伝性の疾患」、「多量のヨダレ」、「耳の感染をおこし易い体質」等々の身体的条件も決して無視してはならぬ、という指摘がなされていた。当然これらも重要な項目であることは言うまでもない。

介助犬である故に「介助」という言葉にばかり周囲が注目することは決して好ましいことではない。介助項目と言われている号令には必ず従うように訓練されていても、近づいて来る犬や人間にうなり声をあげたり、目新しいものに遭遇するとかならずパニック状態に陥ってしまうような犬はどう考えても介助犬と「定義」する訳にはいかないのである。日頃からあまり報道などで扱われていない介助犬導入に当たって検討しなければならぬ基礎的な情報を今後我が国においてはより充実させていかなければならない。

結 論

介助犬が一般社会で使用者にとっても周囲の人間にとっても安全である活動を展開させるためには、使用者自身による犬の行動管理がしっかりとできていなければならない。これができているか否かは介助項目を犬がこなしているかどうかと同様に介助犬の定義の中においては重要な点である。それ故にこれを評価する手段なくしては介助犬を介助犬として認めることもできぬのである。

また介助犬の育成に現在あてられている極めて少ない資源を最も効率よく活用していくためには犬の選択にまつわる様々な要因を決して無視することはできない。これはペットを選択することとは全く異なるものであり、仮に初期の判断ミスにより訓練中の候補犬に途中で攻撃性が出現してしまった場合などにはその犬はその時点で訓練プログラムからはずしてしまわなければならないのである。と言うことはそれまでその犬に投じられてきた資源は全て無駄になってしまう、ということなのである。これが「卒業」間近の犬であればどれほどの資源の損失を意味するのかは言うまでもない。

これらの二つの重要な点に関する指針が今回の調査で一部明確になったと思われるが、これを今後どのように応用していくかが我が国にとっての次の関門であろう。

最後に、米国7団体の回答責任者の質問票に次のようなコメントを加えてきた者が数名いた。

「この様な手間のかかる調査を貴国が行われることに敬意を表します。我々がおかした

間違いをくり返さぬよう、正しいスタートを切って下さるようお願いいたします。」

米国では統一基準もなく、民間組織やユーザーの「自己申告制」のもとに介助犬が世に多数出てしまったため現在問題が多発している。上記のコメントはそれに対する我が国への警告として受けとめるべきであろう。

資料1 回答者名

Canine Assistants, Inc.
 Susquehanna Service Dogs
 Assistance Dogs of America, Inc.
 Jeanne Hampl
 Loving Paws Assistance Dogs
 Assistance Dog Institute
 Texas Hearing & Service Dogs, Inc.

表1

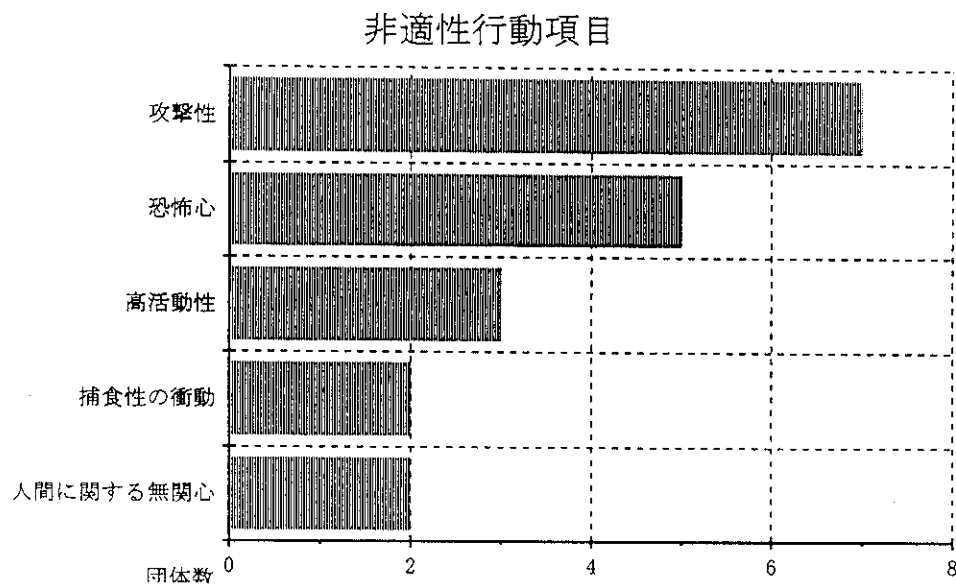


表2 終了試験

	実施団体数
独自の試験	4
ADI・Public Access Test	4
AKC・Canine Good Citizen Test	1

注 複数の試験を受けねばならぬ団体もあります。

表3 犬の訓練開始可能年齢

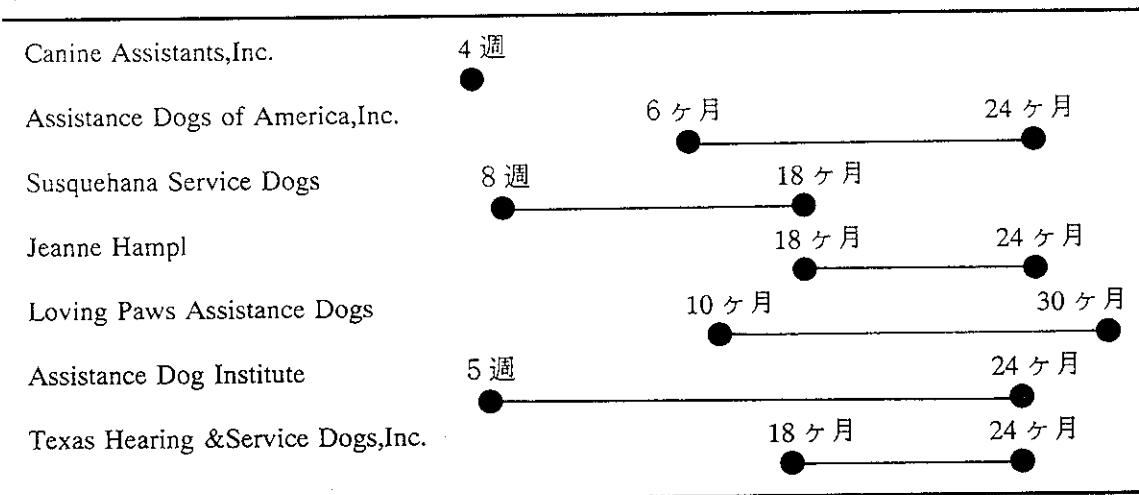


表4 A

使用犬種	使用団体数
ゴールデン・レトリバー	5
ラブラドル・レトリバー	4
ゴールデン/ラブ ミックス (多犬種とゴールデン、ラブのミックスを含む)	2
特定せぬ (シェルター犬使用)	1
持来の得意な 牧羊犬種 使役犬種 猟犬種	1

表4 B

除外犬種	団体数
シェルター犬	1
ジャーマン・シェパード	1
ロットワイラー	1
ドーベルマン	1
チャウチャウ	1
黒色犬 (黒ラブを除く)	1
警察犬、護衛犬用に繁殖された個体	1

注 A・Bともに一団体につき複数回答が寄せられています。

諸外国における先天性股関節形成不全症 および進行性網膜萎縮症減少に向けての取り組み

鷲巢月美 宮本徳子

研究目的

介助犬として活動する場合、性格的な適性だけでなく遺伝性疾患の発生する可能性が低いことが必要とされる。そこで、介助犬候補犬として使用される可能性の最も高い犬種であるラブラドルレトリバーに発生する・遺伝性疾患の中で、介助犬として活動する際に大きな問題となる股関節形成不全症および進行性網膜萎縮症について早期診断法および発症減少に向けての諸外国における取り組みについて調査した。

研究方法

インターネット検索，研究報告，学会報告等により情報収集を行った。

研究結果

1. 股関節形成不全症（CHD：Canine Hip Dysplasia）

CHDは欧米において古くから小動物獣医整形外科領域の大きな臨床的問題点として認識され、その診断法あるいは治療法に関しては、これまで数多くの研究成果が報告されている。従来よりCHDは遺伝性疾患として認識されているが、現時点では病態の発生にかかわる特定の遺伝形質は不明であり、複数の因子が関与した多遺伝性疾患として認識されている。また、特に生後1年以内の急速な成長、体重増加、恥骨筋の異常などの股関節に加わる生態力学的影響、栄養、あるいは内分泌的因子の影響などの、生後の環境因子も本疾患の発症に大きく関与している。

正常な股関節は、骨盤側に寛骨臼と大腿骨側の大腿骨頭がしっかりと連結した球状関節を形成する。しかしCHDの場合では、この連結が次第に緩み、亜脱臼を示すようになる。亜脱臼は後に関節炎や、寛骨臼並びに大腿骨頭・骨頸部に変形性関節症(DJD：Degenerative Joint Disease)を発現する。CHDに関する完全な治療法が確立されていない為、正常あるいは発生率を最小限に押さえるような繁殖プログラムを立て、それによってこの疾患の発生を抑制しようとしている。X線検査によりCHDによる解剖学的変化の有無を簡潔生前に判定できるのはだけであり、股関節の弛緩度、適合性、変形性関節症病変の有無について評価を行う事ができる。

< X線検査 > （資料1、2）

現在 OFA 法, NA 法, PennHIP 法が最も頻用されている。以下それぞれの方法について概説する。

1) OFA 法 (Orthopedic Foundation for Animals)

CHD の X 線診断法として、従来より実地されている一般的な X 線撮影法である。正しい体位で撮影された骨盤部から膝関節部までを含んだ領域の腹背方向像写真 (股関節伸展位腹背方向の X 線撮影) を元にして、股関節の弛緩度、適合性、そして DJD の状態を 3 人の専門獣医師がそれぞれ診断した後、3 人の意見を総合し股関節の状態を 7 段階に分類する方法であり、主観的診断法である。

< OFA による 7 分類 >

Excellent : 同年齢および同犬種の動物との比較で、最小の関節腔をもち、しっかり大きく形成された寛骨臼辺縁に大腿骨頭がきつく適合し完全にカバーされている。

Good : 大部分の大腿骨頭は寛骨臼を覆い、一致する関節腔がある。
年齢や犬種を加味すれば正常な構成が認められる。

Fair : 寛骨臼から大腿骨頭が僅かに滑っているため股関節は Good よりも広い。
理想の構成ではないが、X 線学的に正常範囲に入るもの。

Borderline : Fair よりも不一致が存在するが放射線医師間に明確な意見の一致がない。
決定的な形成不全を診断する関節炎の変化は見られない。
正しい診断を行う為に通常 6 ヶ月後に再検査を行う。

Mild : 寛骨臼辺縁と大腿骨頭に部分的に有意な亜脱臼が存在する。また、寛骨臼は通常浅い。診断時 2 歳齢であれば、その信頼性は 95% である。

Moderate CHD : 大腿骨頭がかろうじて固定されているだけの有意な亜脱臼の存在認められる。正常から明らかな偏りがあるもの。硬化症と呼ばれる
大腿骨頭・頭および寛骨臼辺縁の変化および二次性関節炎の骨変化が認められる。

Severe CHD : 著しい CHD に関する X 線の証拠が存在する。浅い寛骨臼辺縁から大腿骨頭の部分的もしくは完全な亜脱臼が認められる。大腿骨頭・頭および寛骨臼辺縁の変化および二次性関節炎の骨変化が顕著に認められる。

これらの分類では、Excellent, Good, Fair が正常範囲とされ、OFA から CHD に罹患していないという証明書が発行される。

しかし近年、この OFA 法はその撮影の体位、主観的な判断方法などの問題点が指摘されている。特に、この方法により正確な診断が可能となる年齢が約 2 歳齢からであり、本症の病態発生を考慮した場合、本診断法は早期診断の点で問題があるとされている。また、証明はされていないが、雌犬では寛骨大腿関節の緩みが増加する可能性が

あるために、発情中は証明の為に股関節評価をするべきではないと進めている。

検査費用：股関節のみ	\$ 25.00
肘関節のみ	\$ 20.00
股関節+肘関節	\$ 30.00

2) NA 法 (Norberg Angle) (資料 3)

これは、両側大腿骨頭の中心線を結ぶ線と、患側側の骨頭中心部から同側の頭側寛骨臼端とを結ぶ線で作成される角度から脱臼の有無を評価する方法であり、正常ならばこの角度は 105° 以上である。NA法による確定診断が行えるのは3歳以上である。

CHDに見られる変化をその程度によって4段階にグレード分けする。

グレード1：わずかな亜脱臼と骨の再構築変化が見られ、これに伴って大腿骨頭には最小限度の変位が認められる。

グレード2：股関節に顕著な外方亜脱臼がみられ、大腿骨頭には寛骨臼の $1/4 \sim 1/2$ 程度変位している。

グレード3：大腿骨頭は寛骨臼の $1/2 \sim 3/4$ 程度変位しており、顕著な骨の再構築変化もある。大腿骨と寛骨臼に外骨症が現れる事もある。

グレード4：寛骨臼辺縁と大腿骨頭が扁平化し、これに伴って股関節が脱臼する。また様々な程度の骨関節症および骨硬化症も認められる。

3) PennHIP法(資料4、5、6)

ペンシルバニア大学のSmithらが開発した方法で、犬の股関節の弛緩度を牽引指数あるいは延伸指数(DI)を用いて、客観的に評価することができる。

この評価に必要なX線写真撮影は一定の講習を受け認定試験に合格した獣医師により行わなければならない。

X線撮影時、股関節部の周囲の筋肉組織は完全に弛緩している必要があるためなく、深い鎮静もしくは全身麻酔下が必要である。その際以下の3枚の

写真を撮影する。

- 1) 股関節を伸展させた状態。
- 2) 大腿骨を自然に位置し、大腿骨頭を寛骨臼に納める状態(compression view)。
- 3) 股関節を特別な装置により側面へ脱臼させた状態(distraction view)。

DIはdistraction viewでの寛骨臼中央(AC)から大腿骨頭中央(FHC)の2点の距離(d)を測定し、それを大腿骨頭の半径(r)で決定される。 $(DI = d/r)$

DIは股関節弛緩度の判定であり、DIの延伸見解は0に近いほど股関節はタイトであり、1に近いほど股関節はルーズであると評価される。

将来的にその個体の股関節にDJDが発現する可能性をOFAに比較し早期(生後4ヶ月齢)に診断できるという利点がある。現在では早期診断法として最も注目されている。延伸指数0.3未満の股関節には将来的にDJDが発現する可能性が低いとされている。また、雌の動物について延伸指数は、性周期の影響を受けないとされている。

検査費用：3つの検査法の中では最も高くPennHIP診断料\$30.00 + α 。

+ α とはレントゲン撮影料(3枚)、全身麻酔料等である。

信頼性について

<NA法とOFA法>

OFA評価をNA法と比較しているペンシルバニア大学(VHUP)の付属動物病院で行われた研究では、OFA法により“標準的な股関節を持つ”と評価された犬の46%が 105° より小さいNAスコアであり、 89° 以下の評価を受けた犬でさえOFA法では『正常』

として評価されていた。

< PennHIP 法と OFA 法 >

Smith らの研究では、DI スコアを OFA 評価システムと比較すると、OFA 法で Mild, Moderate, SevereCHD と評価された犬の平均 DI スコアは 0.55 で正常ではないという点で PennHIP 評価と一致していた。しかし、OFA 法で Excellent と評価された犬の 50%、Good と評価された犬の 66%、Fair と評価された犬の 100% において DI 指数が 0.3 以上であった。この研究で、OFA 法により繁殖が保証された犬の 71% が DI 指数では CHD の傾向があると評価されることが分かった。

OFA 法が CHD のスクリーニング法として最も良い方法ではないにもかかわらず多くの繁殖家が利用しているのは、繁殖家が DI 指数や NA 法を（パス／落第）と落印を押されてしまう方法であると認識しているためではないかと考えられる。中型犬や大型犬の平均 DI 指数は 0.40～0.74 であり、仮に DI < 0.3 以上は正常ではないとされた場合、繁殖犬として用いる事が出来なくなってしまう。

1995 年時点で、PennHIP のデータベースによればラブラドルレトリバーは約 1500 頭に達した。1993 年にコーネル大学で行われた関節弛緩研究およびラブラドルレトリバーにおける CHD との関連調査では、DI 指数が 0.4～0.7 の場合 CHD 発症の指標としてあまり信頼できるものではなかったと報告した。

< NA 法と PennHIP 法 > （資料 7）

Smith らが 1993 年に長期的研究結果を発表している。平均 20 ヶ月齢の犬 14 犬種 142 頭を対象に NA 法と PennHIP 法の判定結果を比較した。NA = 105° 以上と診断された犬 45 頭中 4 頭（8.89%）、DI < 0.3 と診断された犬 67 頭中 1 頭（1.49%）が後に DJD を発症している。

< OFA 法, NA 法, PennHIP 法の比較 >

4、6、12、24、36 ヶ月齢の犬で行った長期的研究がある。（Smith ら 1993 年）この研究目的は、異なる期間継続して各方法の診断における信頼性を評価することである。すなわち、成長に伴い、異なる月齢において評価をした結果の類似性もしくは精密さについて調べられた。

データは、データのグループ内の類似性を決定するクラス内相関率（ICC）を用いて統計学的に分析された。ICC は -1～1 までの数値で表される。

ICC が 1 に近いほど類似性が大きくなる。

ICC 値は、OFA 法や NA 法に比べ PennHIP 法の DI が最も高い値であった。すなわち、24 ヶ月齢と 4 ヶ月齢の DI は殆ど同じ値であり、生後 16 週齢での DI は、若齢犬の股関節弛緩を評価するにあたり最も信頼できる指標であると考えられた。

この研究において 4 ヶ月齢の OFA スコア予備検査は、早期診断手段として用いることはできず、その後の股関節部スコアを予測する材料にはなり得ない事が明らかとなった。

12 ヶ月齢の OFA スコアを 24 ヶ月齢 OFA スコアと比較すると統計上有意ではあるが、